

新型コロナウイルス感染症（災害事態宣言下での一時的例外措置の更新に関する大統領令）

8月8日、災害事態宣言下での一時的例外措置の更新を定めた8月7日付大統領令第212/20号が発表されたところ、概要次のとおり。

【更新点ポイント】

- 本大統領令の各措置の適用期間は、8月10日から9月8日までの30日間。
- 引き続き、国境封鎖は維持（例外：外国人居住者のアンゴラへの再入国、外国人の本国への帰国、外交団の出入国等）
- 旅行の72時間前以内にPCR検査の陰性結果を得ることが入国の条件。
- ルアンダ州及びカゼンゴ市（クワンザ・ノルテ州）の封鎖期間は、2020年9月8日23時59分まで延長。
- 8月15日以降、陰性証明を得て入国するアンゴラ人及び外国人居住者に対しては、自宅検疫。外国人非居住者は政府指定施設での検疫。検疫開始から7日目以降の検査で陰性を確認後、自宅検疫が解除。
- 私用車の中も含め広く公共の場でのマスク着用義務。
- 8月15日以降、無症候患者は自宅隔離。検査で陰性を確認後、自宅検疫が解除。
- 行政サービスは8時～15時となり、労働力は50%（ルアンダ州）乃至75%（他の州）。
- 民間セクターの活動時間は、6時～16時となり、労働力は50%（ルアンダ州）乃至75%（他の州）。
- 公立及び私立の教育機関における授業の停止維持。
- 屋外個人スポーツ・レジャーは、毎日5時30分～20時に実施可能。ジムは閉鎖。
- スーパー等の商業施設は、7時から19時まで営業可。
- レストラン等の営業時間は、毎日6時から21時。出前は22時まで。
- ビーチ、公共プール等の利用は、2020年10月15日まで停止。
- ルアンダ州においては、映画館の営業は停止。他の州においては、21時まで営業が許可（最大収容人数の50%が上限）。ナイトクラブは営業停止。
- 自宅外での娯楽要素の強い集まりは禁止。
- 交通機関は、5時から22時まで営業可能であり、定員は50%（ルアンダ州）乃至75%（他の州）。バイクタクシーは、6時から22時まで営業可能。

【本文】

【第1章：一般的な規定】

1. 目的（第1条）

(1) 本大統領令は、災害事態宣言適用下における、新型コロナウイルス感染症に対する拡

大予防・抑制措置、公共サービス、民間セクターの活動及び社会的行動にかかる規則を更新するものである。

(2) 公共サービス、民間セクターの活動及び社会的行動にかかる規則は、本大統領令で規定されるもの及び他の分野別の規則のうち本大統領令のそれと矛盾しないものを指す。

2. 適用範囲 (第2条)

本大統領令に規定される各措置は、領土全域に適用される。

3. 適用期間 (第3条)

本大統領令に規定される各措置の適用期間は、30日間とされるが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況次第で改変され得る。

4. 個人の予防対策 (第4条)

(1) 公共の場における正しい方法でのマスクの着用が義務づけられる。

(2) 私用車の中でも、マスクの着用が義務づけられる。

(3) マスクを着用しない場合乃至正しい方法でマスクを着用しない場合、5千～1万クワンの罰金が科せられる。

(4) 正しくないマスクの着用方法とは、鼻と口が同時に覆われていない状態を指す。

(5) 人が出入りできる密閉空間の管理責任者は、マスク不着用者のアクセスを阻むために必要な全ての措置を講じなければならない。

(6) 官民の機関は、従業員の安全を確保し、感染防止策に関する保健当局の指示に従わなければならない。

(7) 顧客対応にあたっては、物理的距離を確保しなければならない。

(8) 可能な場合は、予約制による顧客対応が推奨される。

5. 外出自粛 (第5条)

全ての国民は、必要不可欠な用事を除き、公共の場での移動は差し控え、自宅に留まることが推奨される。

6. 協力義務 (第6条)

官民間問わず全ての個人及び機関は、通行を譲ったり、情報を提供したり、本大統領令に規定される違反を告発するといった形で、保健当局に協力する義務が課される。

7. 感染疑い者に関する報告義務 (第7条)

施設の入場時に体温を計測する義務があるが、仮に感染疑い者を認知した施設は、当該者の入場を拒み、直ちに近所の保健当局に通報しなければならない。

8. 国境の防衛と衛生管理（第8条）

（1）次項の特別な事情を除き、アンゴラ共和国の国境は封鎖を維持する。

（2）前項にいう特別な事情（封鎖の例外）は以下の通り。

- ア アンゴラ人および外国人居住者のアンゴラへの再入国
- イ 外国人の本国への帰国
- ウ 公務による渡航
- エ 貨物、商品、郵便貨物
- オ 人道援助
- カ 緊急医療
- キ 乗り継ぎ
- ク 外交官、領事官の出入国
- ケ 遺体移送
- コ 特定の業務を行う外国人専門家

（3）他の規定と矛盾しない限りにおいて、旅行の72時間前以内に搭乗前PCR検査を実施し陰性結果を得ることが入国の条件となる。

（4）新型コロナウイルス感染症により死亡した遺体の国際移送は禁じられる。

（5）本条項の適用にあたっての用語の定義づけは、各関係省庁の責任に委ねられる。

（6）国際人道支援活動を除き、国内の食料、燃料、医薬品、医療機材、医療消耗品の国外への持ち出しは禁じられる。

9. 州乃至市の封鎖（第9条）

（1）封鎖対象地の境界は管轄機関によって定められた条件に従い衛生管理の対象となるが、以下は認められる。

- ア 必需品の物流
- イ 人道援助
- ウ 病人の移動
- エ 管轄機関が許可するその他の状況

（2）封鎖措置適用期間中は、防衛・治安当局や保健当局が、封鎖対象地の境界において警戒監視を実施する義務を負う。

（3）新型コロナウイルス感染症による死者の遺体を州を跨いで越境移送することは禁じられる。

（4）他の原因による死者の遺体については、越境移送することが認められ、事前にPCR検査を受けることを条件に2名まで付き添える。

（5）封鎖対象地から他州へ移動する場合は、事前にPCR検査を受け、政府対策本部の許可を得なければならない。

(6) 公務により、封鎖対象地から他州へ移動する場合は、人数を必要最小限に抑えなければならない。

(7) 本条項に規定される封鎖措置適用期間は、保健大臣及び内務大臣により延長され得る。

(8) 州乃至市の封鎖措置の違反者に対しては、20万から25万クワンザの罰金が科せられる上、違反者の費用により強制的な検査を実施しなければならない。

(9) 各市民、自治体関係者、各地の保健当局は、封鎖措置の違反にかかるあらゆる行為につき担当当局に通報する義務を負う。

10. 検疫、隔離、検査 (第10条)

(1) 保健当局が、リスクに応じて、強制的な検疫、隔離、検査の実施を決定できる。

(2) 検疫、隔離、検査の実施にかかる規則については、保健当局により決定される。

11. 検疫 (第11条)

(1) 搭乗前PCR検査で陽性ではなかった海外から入国するアンゴラ人及び外国人居住者に対しては、自宅検疫が義務づけられる。

(2) 搭乗前PCR検査で陽性ではなかった海外から入国する外国人非居住者に対しては、他の規則と矛盾しない限りにおいて、政府指定施設における検疫が義務づけられる。

(3) 自宅検疫となる者は、保健当局により作成される誓約書に署名する義務を負う。

(4) 検査の結果、陰性が確認された後に、保健当局により自宅検疫の解除が決定される。

(5) 前項で規定する検査は、自宅検疫開始から少なくとも7日目以降に実施される。

(6) 自宅検疫中、当該対象者は自宅で待機し、保健当局により定められる対策を実施しなければならない。

(7) 物理的距離の確保等、自宅検疫を実施できる条件がないと保健当局が判断する場合は、政府指定施設での検疫下に置かれる。

(8) 検疫下の者は、労働上及びその他類似の権利において差別されることはなく、検疫下でない者と同様の扱いを享受する。

(9) 法律上の刑事責任と矛盾しない限りにおいて、自宅検疫にかかる規則に違反する場合、15万～25万クワンザの罰金が科せられ、政府指定施設での検疫下に置かれる。

(10) 隣人や居住区の自治会会員は、自宅検疫の違反行為を認知した場合、通報しなければならない。

12. 自宅隔離 (第12条)

(1) 保健当局により新型コロナウイルス感染症陽性者と診断された者のうち、無症候の場合は、自宅隔離となり、各関係当局により規定される各措置を履行する。

(2) 自宅隔離となる者は、保健当局により作成される誓約書に署名する義務を負う。

(3) 物理的距離の確保等、自宅検疫を実施できる条件がないと保健当局が判断する場合は、

政府指定施設に隔離されることになる。

(4) 当該陽性者自身が慢性疾患を有していたり、本大統領令10条(※当館注:13条の間違いであると思料)に定める脆弱者(12歳以下の子供を除く)と同居している場合、保健当局の評価と判断により、政府指定施設での隔離が決定される。

(5) 当該陽性者と同居している者は、自宅検疫下に置かれる。

(6) 自宅隔離対象者及び自宅検疫下に置かれる同居人は、労働上及びその他類似の権利において差別されることはなく、隔離・検疫下でない者と同様の扱いを享受する。

(7) 検査の結果、陰性が確認された後に、保健当局により自宅隔離の解除が決定される。

(8) 自宅隔離の違反により刑事責任を問われ、違反者に対して25万~30万クワンザの罰金が科せられる。

(9) 隣人や居住区の自治会会員は、自宅隔離の違反行為を認知した場合、通報しなければならない。

13. 脆弱者の特別保護(第13条)

(1) 以下の者は特別保護の対象となる。

ア 60歳以上の者

イ 腎臓病、高血圧、糖尿病、心疾患、慢性的な呼吸器疾患、癌、免疫不全、肥満の者

ウ 妊婦

エ 12歳以下の子供

(2) 前項に挙げられる対象者は、出勤の業務から免除され、在宅勤務をしなければならない。

(3) 12歳以下の子供を有する者のうち子供の面倒をみれる他者を有する者及び肥満の者については前項の適用外となるが、労働時間は半減される。

(4) 前項に拘わらず、労使間の合意により、リモートワークまたは安全な条件下での労働の実施を可能とする体制が構築され得る。

【第2章：各措置】

14. 行政サービス、民間セクターの活動(第14条)

(1) 行政サービスの運営時間は、8時~15時となり、労働力は以下のとおりとする。

ア ルアンダ州：通常の労働力の50%が上限となる。

イ その他の州：通常の労働力の75%が上限となる。

(2) 港湾、航空、税関、防衛、保健、電気通信、マスコミ、電力、水、廃棄物処理分野については、前項の例外対象となり、通常の労働力を選択できる。

(3) 民間セクターの活動時間は、6時~16時となり、労働力は以下のとおりとする。

ア ルアンダ州：通常の労働力の50%が上限となる。

イ その他の州：通常の労働力の75%が上限となる。

15. 教育機関（第15条）

(1) 公立及び私立の教育機関における、あらゆる学齢期の対面での授業の停止が維持される。

(2) 前項と矛盾しない限りにおいて、高等教育機関における授業の停止は以下を阻害するものではない。

ア 科学的な調査活動

イ 学部レベルでの卒業論文に関する指導

ウ 特定の規則を遵守した上での学部レベルの卒業論文の発表

エ 修士論文や博士課程への試験に関する指導

オ 特定の規則を遵守した上での修士論文の発表や博士課程への試験の実施

(3) 上記(1)は、一つの選択肢として、リモートでの授業、対面ではない形での短期コース等の実施を阻害するものではない。

(4) 上記(1)は、バックオフィス業務や資料の作成等の教育関連業務を阻害するものではないが、労働力は50%に抑え、感染防止策や物理的距離の確保を徹底する必要がある。

16. スポーツ競技会と練習（第16条）

(1) 連盟公認競技及び練習は禁じられる。

(2) 屋外個人スポーツ・レジャーは、物理的距離をとった上で、毎日5時30分～20時に実施することが認められる。

(3) 個人スポーツを実施するにあたり、5名以上集まることは認められない。

(4) 本条に記載の個人スポーツの実施にあたっては、マスクの着用は義務とされない。

(5) ジムの閉鎖は維持される。

(6) 上記(2)及び(3)に違反する場合は、1万～1万5千クワンザの罰金が科せられる。

17. 商品およびサービスの商業活動（第17条）

(1) 一般的な商品およびサービスの商業活動は、7時から19時までとし、感染予防策、物理的距離、入り口での体温測定、入口での手指消毒用品の提供及び内部の衛生ポイントの配置を確保しなければならない。

(2) 労働力は以下のとおり制限される。

ア ルアンダ州：通常の労働力の50%が上限となる。

イ その他の州：通常の労働力の75%が上限となる。

(3) 商業施設内では、客数を最大収容可能人数の50%に抑えなければならない。

(4) 上記(2)を確保するために、職員のローテーションを組まなければならない。

(5) 上記(1)、(2)及び(3)に違反する場合は、一時的に商業活動が停止され、10万から25万クワンザの罰金が科せられる。

18. レストラン等(第18条)

(1) レストラン等の営業時間は、毎日6時から21時までとなる。

(2) 最大収容人数は50%までに抑え且つテーブル席のみ使用可能で、感染予防対策や物理的距離を確保しなければならない。

(3) セルフサービスやカウンターサービスは禁止される。

(4) 持ち帰り、出前サービスは、毎日6時から22時まで可能である。

(5) 上記に違反する場合は、一時的に営業が停止され、10万～25万クワンザの罰金が科せられる。

(6) 持ち帰りサービスが推奨される。

19. 市場・行商・露天商(第19条)

(1) 市場や露天商の営業時間は、火・木・土曜日の6時から15時までとなる。

(2) 市場において、売り手及び買い手はマスクの着用や物理的距離の確保を義務づけられる。

(3) 上記(1)と矛盾しない限りにおいて、保健当局の勧告に基づき、ウイルスが拡散する高いリスクが認められる場合は、フォーマル乃至インフォーマル市場が閉鎖され得る。

(4) 行商の営業時間は、火・木・土曜日の6時から15時までとなる。売り手と買い手の間に推奨される最低限の距離が取られなければならない。

(5) 行商はマスクを着用しなければならない。

(6) 道路でインフォーマル市場を開くことは禁じられる。

(7) 市場の責任者は、売り手と買い手の間に推奨される物理的距離が確保されるようにしなければならない。

(8) 市場のある地区の役場は、主に営業時間外に市場を殺菌消毒する準備を整えなければならない。

(9) 許可されている時間外に営業した行商に対しては、5千～1万の罰金が科せられる。

(10) 許可されている営業時間外に行商から物品を購入した者に対しては、10万～25万クワンザの罰金が科せられる。

20. イベント、会議(第20条)

(1) 密閉空間における会議・イベントは、参加人数を実施場所の収容可能人数の50%以内に抑え且つルアンダ州においては50人以内、その他の州においては150名以内に制限しなければならない。

(2) あらゆる会議・イベントにおいて、マスクの着用、感染予防対策、物理的距離が確保

されなければならない。

(3) 上記(1)で定める人数を超えて会議・イベントを実施するためには、保健当局から事前に許可を得なければならない。

(4) 屋外空間でのイベント、会議、デモの場合は、参加者間で2メートルの物理的距離を確保する必要があり、責任者はマスクを準備し、感染予防策を講じなければならない。

(5) 参加者間の接触時間を減少させるために、会議・イベントの時間を必要最小限に抑え、可能な限りデジタル通信手段を選択することが推奨される。

(6) 本条項に違反する場合は、10万～25万クワンザの罰金が科せられる。

(7) 前項の罰金は、会議・イベントの実施責任者を対象とする。

21. 公共の場での娯楽、文化、レジャー (第21条)

(1) 娯楽目的での、ビーチ、公共プール、その他の水浴関係場所、プレジャーボート・マリナークラブの利用は、2020年10月15日まで停止が維持される。

(2) 博物館、劇場、記念碑も営業が維持されるが、マスクの着用、感染予防対策、物理的距離が確保され、訪問客数は最大収容可能人数の50%を上限にしなければならない。

(3) 公的乃至私的なスペースにおいて、展示会や文化・芸術展を実施することは可能であるが、マスクの着用、感染予防対策、物理的距離が確保され、訪問客数は最大収容可能人数の50%を上限にしなければならない。

(4) 多目的施設や図書館は、営業にあたり、利用者を最大収容可能人数の50%に抑えなければならない。本大統領令に記載の感染予防対策、マスクの着用、物理的距離が確保されなければならない。

(5) ルアンダ州においては、映画館の営業は停止される。他の州においては、21時まで営業が許可されるが、マスクの着用、感染予防対策、物理的距離が確保され、観客数は最大収容可能人数の50%を上限にしなければならない。

(6) その他の文化的・芸術活動については、各々の規則に従うこととする。

(7) ナイトクラブの営業は停止される。

(8) 本条項に違反する場合は、一時的に営業が停止され、5万～10万クワンザの罰金が科せられる。

22. 宗教活動 (第22条)

(1) ルアンダ州及びカゼンゴ市を除き、全領域において宗教的な集まりは許可される。

(2) 宗教的集まりの実施条件は以下となる。

ア マスク着用義務

イ 密閉空間における宗教的集まりは、参加人数を実施場所の収容可能人数の50%以内に抑え且つ150名以内に制限しなければならない上、参加者間に最低2メートルの距離を確保する。

ウ 礼拝場所の外にも、参加人数の上限措置を適用する

エ ホスチアを受け取る者は、移動しやすい場所に位置し、移動の際は物理的距離を確保しなければならない。

(3) 礼拝場所では、少なくとも週3回殺菌及び換気を行わなければならない。密閉空間における礼拝は隔日で週4回に抑えることが推奨される。

(4) 信者が礼拝場所に長い間留まることを避け、感染リスクを低減させるために、密閉空間における礼拝は最大2時間とすることが推奨される。

(5) 上記(2)に違反する場合、5月14日付法律第12/19号第52条に基づき、宗教活動が一時的に停止され得る。

(6) 巡礼の実施は、各居住区の治安当局及び保健当局に対する事前通報が条件となる。

(7) 本条項に矛盾しない限りにおいて、実施場所の如何に拘わらず、宗教的な集まりは感染防止対策及び物理的距離の確保に関する規則に準ずることが求められる。

23. 集会 (第23条)

(1) 自宅においては、最大15名まで集会することが許可される。

(2) 公共の場で10名以上集まることは認められない。

(3) 前項が適切に遵守されるように、公共治安当局は公共スペースを巡回するし10名以上の密集に対し指導するが、当局の指示に反する場合は、11月7日付法律第28/03号第24条及び5月22日付法律第14/20号に基づき処罰される。

(4) 自宅以外の場所での娯楽要素の強い集まりは禁止される。

(5) 上記(1)～(4)に違反する場合は、10万～15万クワンザの罰金が科せられる。

(6) 上記罰金は、集会の開催者及び集会場所の所有者乃至責任者に科せられる。

24. アルコール飲料 (第24条)

(1) 公共の場でのアルコール飲料の販売及び消費は禁じられる。

(2) 前項に違反する場合は、2万5千～5万クワンザの罰金が科せられる。

25. 葬式 (第25条)

(1) ルアンダ州では参加者が15名以下、他の州では25名以下での葬式の実施は許可される。但し、8時から13時の間に実施されなければならない。

(2) 新型コロナウイルス感染症により死亡した者の葬式に参加できる最大人数は5名となる。保健当局により定められた他の規則と矛盾しない限りにおいて、当該葬式は午後の実施される。

(3) 前項で定められた葬式においては、マスクの着用及び物理的距離の確保が義務づけられる。

26. 公共交通機関と貨物（第26条）

（1）官民間問わず交通機関は、5時から22時まで営業可能であり、定員の扱いは以下のとおりとなる。

ア ルアンダ州：50%の乗客数が上限となる。

イ その他の州：75%の乗客数が上限となる。

（2）前項の交通サービスを提供する会社は、サービス提供の継続性を確保するために、労働力を最適化しなければならない。

（3）上記（1）に違反する場合、営業車の没収及び運転免許の一時停止に加えて、5万～10万クワンザの罰金が科せられる。

27. バイクタクシー（第27条）

（1）バイクタクシーは、6時から22時まで営業可能であり、運転手及び乗客にマスク着用義務が課される。

（2）前項に違反する場合、5千～1万クワンザの罰金が科される。

【第3章：違反】

28. 罰金（第28条）

（1）本大統領令に規定される罰金の額は、違反内容、違反目的、違反により得られる利益、違反者の経済力に基づき決定される。

（2）本大統領令に定められる規定は、違反者の刑事責任を阻害するものではない。

29. 罰金にかかる手続（第29条）

本大統領令に規定される措置の違反に対する罰金は、あらゆる手段により徴収され、国庫に納められる。

30. 監視（第30条）

罰金の徴収を含めた本大統領令に規定される義務の履行は、公共治安当局や法的に権能を与えられた機関により監視される。

31. 不遵守（第31条）

本大統領令に規定される措置の不履行は、11月7日付法律第28/03号第24条及び5月22日付法律第14/20号による改正に基づく不遵守罪に当たる。

【第4章：時限的条項】

32. 検疫及び自宅隔離の実施（第32条）

本大統領令に規定される自宅検疫と自宅隔離措置については、2020年8月15日から実施開始となり、関係当局は段階的な実施のための条件を整えなければならない。

33. ルアンダ州及びカゼンゴ市の封鎖（第33条）

ルアンダ州及びカゼンゴ市（クワンザ・ノルテ州）の封鎖期間は、2020年9月8日23時59分まで延長される。

34. 実施（第34条）

各担当省庁及び州政府は、本大統領令の適切な履行を確保するために、必要な措置を実施しなければならない。

35. 補完的適用（第35条）

本大統領令は、5月25日付大統領令第142/20号（※当館注：災害事態宣言に関するもの（往電第397号））に規定される各規則を補完する形で適用される。

36. 破棄（第36条）

7月8日付大統領令第184/20号は破棄される。

37. 解釈上の疑問（第37条）

本大統領令の解釈や適用上の疑問は、共和国大統領により解決される。

38. 発効（第38条）

本大統領令は、2020年8月10日00時00分に発効する。